

# 自筆証書遺言

作成要領	<ul style="list-style-type: none"><li>・本人がペン、万年筆で遺言内容全文を自筆で書く(パソコン、ワープロはだめ)</li><li>・日付を記入します。その日付は客観的に特定できるように書く。「○年○月吉日」では無効</li><li>・署名・押印する。認印でも良いですができれば実印とその印鑑証明書も</li><li>・訂正したら、訂正した旨を書き、署名・訂正印をする</li><li>・遺言書を封筒に入れて封をし、本文に押印したのと同じ印鑑で封印をする</li><li>・封印した遺言書を死亡後に必ず発見してもらえる場所を考えて保管(容易に発見されてもダメ)</li></ul>
長所	<ul style="list-style-type: none"><li>・遺言の存在、内容を秘密にできる</li><li>・費用もかからず簡単に作成できる</li><li>・いつでも何度でも内容を書換え、変更できる(最後に書いたものが有効になる)</li></ul>
短所	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢になると目が見えづらいつか自筆で全文を書くのが大変(代筆もだめだから)</li><li>・せっかく書いた遺言書が見つからないこともある</li><li>・誰かに発見されて隠されたり、偽造されたり、もしくは紛失してしまう可能性がある</li><li>・ワープロで書いてあったり、日付が確定できない、署名押印されていなかったりして、有効な遺言書と扱われないこともある</li><li>・必ず家庭裁判所の検認を受ける必要がある(内容ではなく、作成要領に沿った有効な遺言書の要件を備えているかどうかの確認)</li></ul>

# 公正証書遺言

作成要領	<ul style="list-style-type: none"><li>・2人以上の証人と共に公証人役場に出向き、遺言者が公証人に遺言の内容を口述し、証人立ち会いのもと<b>公証人が遺言書を筆記</b>する(実際には、事前に原案メモを渡しておく)</li><li>・公証人役場に出向けない場合(入院中、身体不自由等)は、<b>公証人が出張してくれる</b></li><li>・公証人が筆記したものを遺言者と証人に読み上げたり、閲覧させ、遺言者本人と証人が、筆記したものを確認した後、署名押印をする</li><li>・最後に、公証人が手続きに従って作成した旨を付記して、署名、押印する</li><li>・作成された公正証書遺言の原本は、公証人役場で保管される。そして、遺言者には原本と同一の効力を有する正本と謄本が渡される</li></ul>
長所	<ul style="list-style-type: none"><li>・公証人が作成するので、遺言書の要件は満たしており、有効な遺言書となる</li><li>・<b>遺言書の原本が必ず公証役場に保管される</b>ため、隠されたり、偽造されたり、紛失する恐れがない。遺言者が正本を<b>紛失しても再発行</b>してもらえる</li><li>・<b>家庭裁判所の検認が不要</b></li><li>・法定相続人等が相続発生時に全国の<b>公証人役場で検索ができ</b>、謄本を発行してもらえる</li></ul>
短所	<ul style="list-style-type: none"><li>・公証人を利用しなければならないため<b>費用</b>(手数料は相続財産の額によって変わる。最低で100万円まで5,000円等)<b>がかかる</b></li><li>・2人以上の<b>証人が必要</b> ・証人には「内容」が知られてしまう</li></ul>